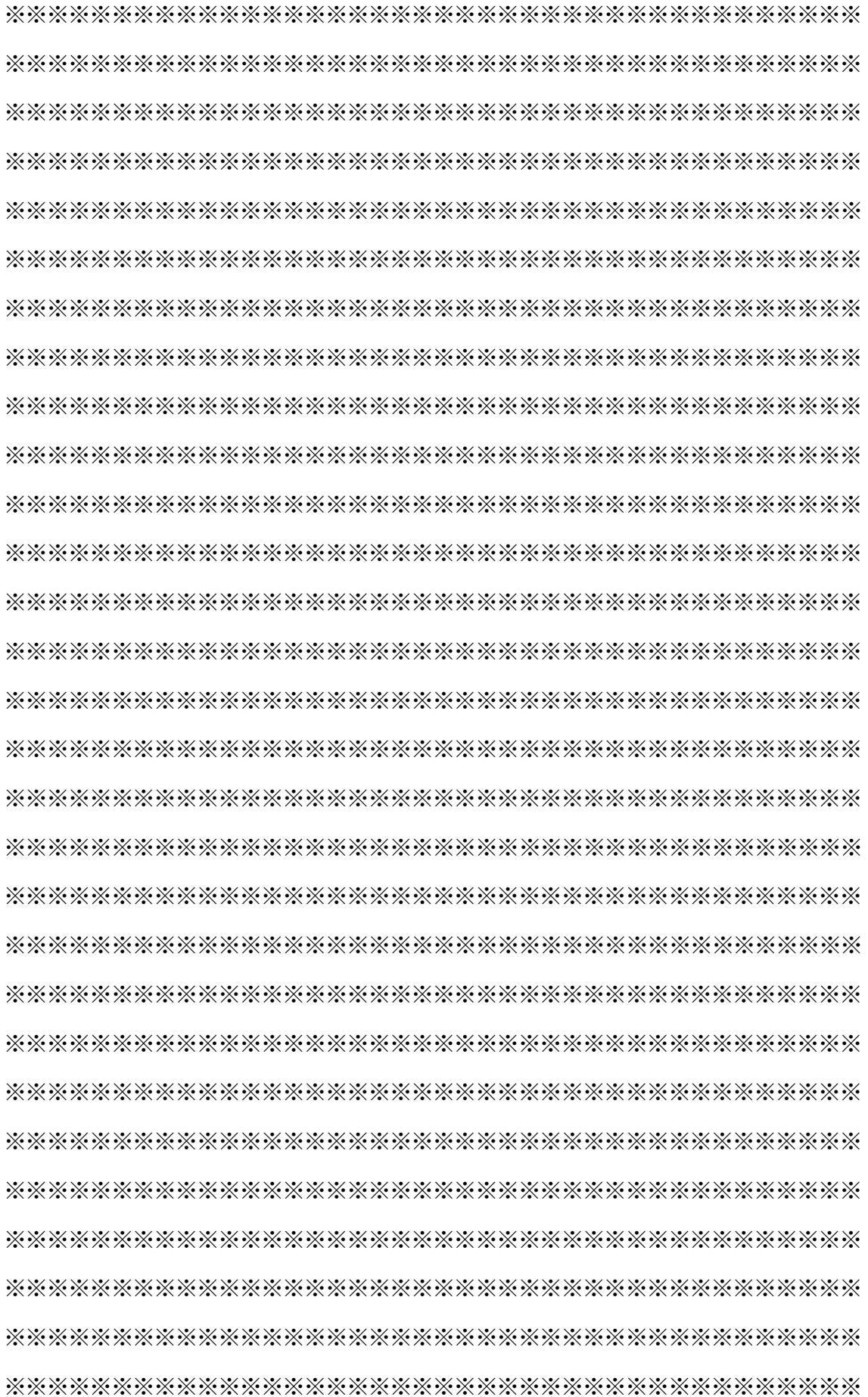


令和5年度  
三重県ふぐ処理者試験  
(第1回)

【注意事項】

- 1 試験時間は35分です。
- 2 開始の合図があるまで、この問題は開かないでください。
- 3 解答用紙の所定の欄に、受験番号と氏名を正しく記入してください。
- 4 解答は必ず解答用紙に記入してください。
- 5 原則、途中退室は認めません。
- 6 携帯電話、スマートフォン、PHS等の電源は切ってください。
- 7 通信機能のある腕時計の持ち込みは認めません。
- 8 質問がある時は、その場で手をあげてください。  
(問題の内容に関する質問にはお答えできません。)
- 9 試験終了後、解答用紙を机上に伏せてください。
- 10 試験終了後、試験問題は持ち帰っていただいて結構です。



**A 三肢択一方式の問題です。該当するものを一つ選び、その番号を解答用紙に記入してください。(各3点)**

1 次の一般的な衛生管理に関する記述のうち、適切でないものを1つ選びなさい。

- (1) まな板や包丁などの調理器具は、肉や魚などの用途別に使い分け、食中毒菌による交差汚染や二次汚染を防止する。
- (2) 原材料の受入時には、製品の外観を確認すれば、期限表示や品温などの確認は不要である。
- (3) 施設のトイレ清掃の際には、清掃用の作業着などに着がえ、調理する食品を汚染させないように注意する。

2 次の記述のうち、食品衛生法に規定される公衆衛生上必要な措置として、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 井戸水を飲用として利用する場合、2年に1回の水質検査を行わなければならない。
- (2) 温度計、圧力計等の計器類は、定期的に機能点検を実施し、点検の結果を記録しなければならない。
- (3) 食品取扱者に対し、衛生管理に関する教育を実施しなければならない。

3 次のふぐ毒（テトロドトキシン）に関する記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) ふぐ特有の毒であり、他の生物には存在していない。
- (2) 純粋なふぐ毒は、粉末又は結晶で無味、無臭である。
- (3) 毒力の強さは、ふぐの種類と部位によって異なる。

4 次のうち、三重県食品衛生法施行条例に基づき、知事がふぐ処理者免許を取り消すことができる場合として、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) ふぐ処理に関して食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたとき。
- (2) ふぐ処理を5年間行わなかったとき。
- (3) 不正な手段で免許を受けたとき。

5 次のノロウイルスに関する記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 調理器具等に付着しているノロウイルスを失活化する方法としては、消毒用エタノールの噴霧が最も適している。
- (2) 感染から発症までの時間は30分～2時間で、主な症状は腹痛、下痢、発熱であり、嘔吐はない。
- (3) 食中毒は、一年を通して発生するが、11月くらいから増加し、12月から翌年1月が発生のピークになる傾向がある。

6 次のふぐによる食中毒に関する記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 食中毒は、飲食店で提供された料理よりも、家庭での素人料理が原因で起こることが多い。
- (2) 主な症状はしびれや麻痺であり、食後2～3日程度で現れる。
- (3) 重症の場合には、呼吸困難で死亡することがある。

7 次のふぐの内臓に関する記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 腎臓は、脊椎の腹側面の左右についており、他の内臓に比べて摘出が難しい。
- (2) 肝臓は、産卵期の精巣や卵巢を除くと、最も大きな臓器である。
- (3) 成熟した精巣は、一般的に卵巢と比較して毛細血管が多い。

8 次のふぐに関する記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) ふぐの処理は、有毒部位の確実な除去等ができる都道府県知事等が認める者及び施設に限って行うことができる。
- (2) 未処理のふぐであっても、その旨を明記すれば一般消費者に対して販売することができる。
- (3) 養殖されたトラフグの肝臓は、無毒と認められているため、食用にすることができる。

9 次のふぐの生殖器に関する記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- (1) 生殖器は、未発達の段階の方が雌雄の区別が付きやすい。
- (2) 卵巢は、メスの生殖器で真子（まこ）と呼ばれる。
- (3) 精巣と卵巢の両方を有する両性ふぐは、卵巢のみ食用が禁止されている。

10 次のシロサバフグに関する記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 腹面には小棘しょうきょく（トゲ）がある。
- (2) 背面の小棘（トゲ）は、頭部付近にのみ存在し、背ヒレまで達していない。
- (3) 尾ヒレの中央は、深く切れ込んだ形状のものが多い。

**B 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を解答用紙に記入してください。(各2点)**

- 1 知事は、麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤<sup>せい</sup>の中毒者に対しては、三重県食品衛生法施行条例に基づき、ふぐ処理者免許を与えないことができる。
- 2 皮が可食部位として認められている種類のふぐのヒレは、食用とすることができる。
- 3 フグ科魚類の鰓孔<sup>えらあな</sup>は小さく、胸ヒレ基底前方にある。
- 4 アニサキス幼虫は、サバ、アジなどの魚介類の主に内臓表面に寄生している。
- 5 フグ科魚類には、内臓を守るための肋骨<sup>ろっこつ</sup>がない。
- 6 国の通知により、処理等により人の健康を損なうおそれがないと認められるふぐは、漁獲海域が限定されているナシフグも含め32種である。
- 7 三重県内では、過去10年の間でふぐによる食中毒は発生していない。
- 8 同じ海域で漁獲された同一種のふぐであれば、毒力に差はない。

- 9 フグ目のほとんどの種類は、世界の温帯から熱帯の暖かい海に広く分布している。
- 10 凍結させた生鮮食品の水産物を解凍してスーパーマーケット等で、消費者へ販売する場合は、解凍の旨を表示する必要はない。
- 11 日本への輸入が認められているふぐは、種類及び漁獲海域が限定されている。
- 12 有毒部位が除去されていないふぐを凍結する場合、急速凍結法により行う必要はない。
- 13 ふぐを原材料とするふぐ加工品については、原料ふぐの種類を標準和名か地方名のいずれかで表示しなければならない。
- 14 ふぐの処理によって除去した卵巣や肝臓等の有毒部位は、施錠できる容器に保管しなければならない。
- 15 ふぐの有毒部位の除去処理を行う際、<sup>けっかい</sup>血塊を除去しなければならない。
- 16 ふぐの卵巣及び皮を塩蔵処理する場合、製品については、出荷前にロットごとの毒性検査を行わなければならない。



17 トラフグ属魚類は、種ごとの遺伝的距離が遠いため、天然交雑種が出現することはない。

18 コモンフグの体表には小棘（トゲ）があるが、ショウサイフグの体表には小棘（トゲ）はない。

19 ヒガンフグは、皮膚に小さいイボ状の突起が密に分布する。

20 ヨリトフグの体表には小棘（トゲ）がなく、体一面に極めて細かい線が密に走る。

C 次の表に示す種類(種名)のふぐの部位について、可食部位には○を、不可食部位には×を解答用紙に記入してください。(各完答3点)

種 類 (種 名)		部 位		
		筋 肉	皮	精 巢
(例)	マフグ	○	×	○
1	トラフグ			
2	クロサバフグ			
3	ゴマフグ			
4	シマフグ			
5	ハコフグ			
6	ハリセンボン			
7	ヒガンフグ			
8	ショウサイフグ			
9	アカメフグ			
10	クサフグ			

\* この表に示す種類(種名)は、厚生省通知(昭和58年12月2日環乳第59号「フグの衛生確保について」)に基づき、日本の沿岸域、日本海、渤海、黄海及び東シナ海で漁獲されるふぐとする。なお、岩手県越喜来湾及び釜石湾並びに宮城県雄勝湾で漁獲されるコモンフグ及びヒガンフグは除く。

令和5年度三重県ふぐ処理者試験（第1回）

解答用紙

受験番号	氏名

A.

1	2
2	1
3	1
4	2
5	3
6	2
7	3
8	1
9	2
10	3

(各3点)

B.

1	○	11	○
2	○	12	×
3	○	13	×
4	○	14	○
5	○	15	○
6	×	16	○
7	×	17	×
8	×	18	○
9	○	19	○
10	×	20	○

(各2点)

C.

	種類（種名）	筋肉	皮	精巢
1	トラフグ	○	○	○
2	クロサバフグ	○	○	○
3	ゴマフグ	○	×	○
4	シマフグ	○	○	○
5	ハコフグ	○	×	○
6	ハリセンボン	○	○	○
7	ヒガンフグ	○	×	×
8	ショウサイフグ	○	×	○
9	アカメフグ	○	×	○
10	クサフグ	○	×	×

(各完答3点)